令和８年度

内小友明通地区

ため池等整備（ため池）業務委託（０６５０３－Ｙ０４）

特　記　仕　様　書

仙北地域振興局農林部

１．委託業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県委託業務共通仕様書（令和８年１０月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

２．共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１編　共　通　編
第１章　総　　則

第１節　業務内容

本業務は、ため池等整備（ため池）事業　内小友明通地区のため池改修に係る補足設計を行うものである。

第２節　打合せ等

調査業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、調査職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が立会うものとする。

打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第３節　一般事項

１．一般事項は次のとおりである

(1) 業務の工程計画、作業責任者・作業分担及びその他必要な事項については事前に調査職員と打ち合わせ、承諾を得るものとする。

(2) 支障となる有価木について

支障となる有価木については伐採前に樹種、寸法、数量、所有者を調査し、写真を添えて調査職員に提出し指示を受けること。

第４節　資料の貸与

１．貸与する図書及びその他の関係資料は、下記のとおりとする。

資　料　名	数　量
内小友明通地区ため池整備（ため池）業務委託(06501-Y01)報告書	１部
内小友明通地区ため池整備（ため池）業務委託(06501-Y02)報告書	１部
内小友明通地区ため池整備（ため池）業務委託(06502-Y01)報告書	１部
内小友明通地区ため池整備（ため池）業務委託(06502-Y02)報告書	１部

２．貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。

(2) 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。

(3) 貸与資料は原則として、第１回打合わせ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほかは完了時に一括返納しなければならない。

第２章　業務内容

第１節　設計条件

１．本業務の設計に関しては「農業農村整備事業　設計積算要領（調査・測量・設計）」(秋田県農林水産部編)及び「ため池等整備事業の設計指針（参考資料）」（秋田県公共事業技術委員会）を優先して適用し、また、「土地改良事業計画設計指針『ため池』」（農林水産省農村振興局）を準用する。他の図書を適用、準用する場合は調査職員の指示を受けるものとする。

２．設計作業における設計条件は次のとおりである。

(1)設計基本条件

①第一進藤ため池（廃止）

項　目	設計条件	備　考
堤体	堤高　　H=3.6m 堤長　　L=50.0m	
洪水吐	設計洪水量　Q=5.9 ㎥/s	1/200 洪水量

②第二進藤沢ため池（廃止）

項　目	設計条件	備　考
堤体	堤高　　H=3.6m 堤長　　L=48.7m	
洪水吐	設計洪水量　Q=7.10 ㎥/s	1/200 洪水量

③第二鴨ノ沢ため池（更新）

項　目	設計条件	備　考
堤体	堤高　　H=4.4m 堤長　　L=60.0m	
洪水吐	設計洪水量　Q=10.20 ㎥/s	1/200 洪水量

本設計にあたり設計条件が変更になる場合には、調査職員と協議をすること。

(2)その他の設計条件

・堤体敷地を考慮した構造物設計を行うこと。

・ため池廃止の設計において、ため池底の標高をため池貯水量や地質調査成果（06501-Y02・06502-Y02）等から総合的に判断するものとする。

・各ため池の設計洪水量については、過年度業務（06501-Y01・06502-Y01）において算出・設定済みであり、本業務における設計洪水量の設定にあたっては、同業務の付与資料（算出結果）を採用することとする。

(3) 標準設計図の適用

本業務の設計において「秋田県農業農村整備事業標準設計図（秋田県農林水産部監修）」（以下、「標準設計図」という）の示す条件に適合するものについてはこれを適用するものとする。

3．設計作業に適用又は準用する参考文献等は、共通仕様書によるものとし、農業用ため池廃止工事の設計は、「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（農林水産省）によるものとする。

第２節　調査項目

1．本業務における調査作業項目及び数量は、下記のとおりである。

なお、詳細は【別紙】作業項目内訳表(該当項目)に示すものとする。

作 業 項 目	数　　量	備　　考
第一進藤沢ため池 ため池実施設計	N=1 池	別紙 1
第二進藤沢ため池 ため池実施設計	N=1 池	別紙 1
第二鴨ノ沢ため池 ため池実施設計	N=1 池	別紙 1

2．設計作業上特に留意する点は、下記のとおりとする。

(1) 設計にあたっては、地形、地質、工事等について検討を行い、技術的・経済的に妥当性を有する設計内容でなければならない。また、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性についても考慮しなければならない。

(2) 水理計算、構造計算については、その項目ごとに引用した文献を記載すること。また、参考図書、貸与資料並びに請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(3) 数量計算は工種別、工法区分(単価区分)ごとに集計するものとする。

(4) 仮設工(水替方法､迂回道路等)が必要と認められる場合は工法の検討を行うこと。

(5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(6) 電算処理・ソフトウェアを使用する場合は、計算手法及び出力様式等について事前に調査職員に説明するものとする。

(7) 数量調書等をワープロ、表計算ソフトを使用して作成する場合のバージョン等については、調査職員の指示によるものとする。

第３章　成果品

第１節　成果品の提出

１．　提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする

区　　分	規　格	提 出 部 数	備　　考
		電子媒体	
報告書	A4 縦	紙媒体　　１部	参考資料含む
設計図	A1	紙媒体　　１部	
電子データ	CD-R など	電子媒体　２部	正・副

２．　成果品の納入場所は仙北地域振興局農林部農村整備課、もしくは調査職員の指定する場所とする。

第２節　検査

１．受注者は成果品の検査を受ける場合、あらかじめ成果品及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち会わせなければならない。

２．検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は受注者が行うことを原則とする。

３．受注者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

第４章　その他

１．上記各章で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

２．作業に当たって、既構造物・農作物・立木などを破損させた場合は、すべて受注者の責任において復旧、補修しなければならない。

作業項目内訳表

設計業務作業項目	作業内容	備考
ため池改修実施設計		
1 堤体の設計		
附帯工の検討	堤体の廃止及び、廃止ため池への流入水を安全に下流へ排水する施設の形式及び構造を検討する。	①②進藤沢ため池
設計図の作成	平面・縦断図、横断図、標準断面図、附帯工図を作成する。	①②進藤沢ため池
数量計算	設計工種についての詳細数量計算を行う。	①②進藤沢ため池
5 洪水吐の設計		
設計図作成	平面・縦断図、横断図、構造図、配筋図等を作成する。	②鴨ノ沢ため池
数量計算	設計工種についての詳細数量計算を行う。	②鴨ノ沢ため池
2施工計画		
施工計画及び仮設計画	施工計画(土工計画、工事用進入路、工程表を含む)及び仮設計画を作成する。	①②進藤沢ため池
3 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	①②進藤沢ため池
4 点検取りまとめ	上記作業の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	①②進藤沢ため池

令和８年度

内小友明通地区

ため池等整備（ため池）業務委託（０６５０３－Ｙ０４）

現　場　説　明　書

［ 条件明示 ］

仙北地域振興局農林部

現場説明書　（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書（令和８年１０月以降適用）、その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について業務条件とします。なお、明示されない業務条件等についても、契約事項の関連する条項に基づき受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共　通　編
第１章　基　準　等

第１節　積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

（１）　土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和８年度 農林水産省

（２）　土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 令和８年度 農林水産省

（３）　農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計）令和８年１０月 秋田県農林水産部

第２編　現場説明事項
第１章　条 件 明 示

第１節　工程関係

１．他調査との関連事項

・特になし。

２．関係機関との協議事項

・特になし。

第２節　立入関係

・現地へ立入る際には、あらかじめ調査職員及び関係土地改良区（大仙市大曲土地改良区）へ連絡すること。

第３節　打合せ回数

打合せは、着手前１回、中間１回、最終１回の合計３回を予定しています。

第４節　業務数量の変更

・下記事項について業務数量の増減及び追加が予想されます。

（１）　不測の事項が発生した場合の変更

なお、これら以外のものについては、その必要が生じた都度双方協議のうえ決定します。軽微と認められるものについては、原則として変更の対象としません。

第５節　情報共有システム（ＡＳＰ）の利用

・受注者は、本業務委託において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし、利用が適さないと判断した場合は、協議の上、利用しないことができるものとする。

なお、利用については、「秋田県委託業務共通仕様書」及び「土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案）」による。

第６節　旅費交通費関係

１．旅費交通費計算上の積算基地

・本業務の積算基地は、秋田県大仙市です。

２．打合せに係る旅費及び交通費の算定

・打合せは通勤によるものとしています。また、交通費はライトバンを想定しています。